

永住権が取り消されたらどうなるの？ ～揺らぐ外国籍者の生活基盤～

2024年末時点で、日本では91万8116人が永住者の在留資格で生活しています。その永住者の資格について、入管法改定により、税金や社会保険料の滞納がある場合等にはその資格を取り消すことができる旨の規定が加えられました。しかし、その運用については不透明です。

永住者にとって、永住者の資格は日本における生活基盤そのものであり、永住資格取り消し制度の運用について不安に思う人は数知れません。

一方、在留資格制度についての社会全体の理解は深まっておらず、法改定により永住者の抱える不安については理解されにくい状況にあります。

本シンポジウムでは、永住資格の意味や新规定の概要、永住者の人々の現状を知り、共生による発展的な社会を築くために市民がこの問題にどのように向き合うべきか考えます。

プログラム

1. 開会の挨拶 菅沼 真 副会長
2. 「永住資格と法改定の概要」 丸山 由紀 弁護士
3. 「永住者の抱える不安」 荒木 生 氏
(成城大学大学院文学研究科博士後期課程)
4. パネルディスカッション 丸山弁護士・荒木氏
5. 質疑応答
6. 閉会の挨拶 李 世燦 弁護士
(外国人の権利に関する委員会委員長)

日時：2026年2月4日（水）
午後6時から午後8時

開催方法：Zoomウェビナー
(事前申込制)

参加費：無料

申込：下記URLまたは右上の二次元コードからお申込みください。

<https://ws.formzu.net/dist/S90291068/>



どなたでも
ご参加
いただけます！